

「野口英世アフリカ賞」に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成18年8月2日

関係省庁申合せ

1. 「野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞の創設について」(平成18年7月28日閣議決定)に基づき、野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞(略称:野口英世アフリカ賞)について、基本的事項に係る連絡調整を行うため、内閣に野口英世アフリカ賞に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補(内政)  
内閣官房副長官補(外政)

副議長 内閣官房内閣審議官

構成員 内閣府大臣官房長  
外務省アフリカ審議官  
文部科学省研究振興局長  
厚生労働省大臣官房技術総括審議官

3. 連絡会議に、幹事を置く。幹事は、関係省庁の職員で議長の指名した官職にある者とする。
4. 連絡会議の庶務は、内閣府その他の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

幹事会構成員

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房企画調整課長

外務省中東アフリカ局アフリカ第一課長

文部科学省研究振興局振興企画課長

厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長